弁護士ご相談用 総合資料（2026年11月版）

弁護士ご相談用 総合資料（2026年11月版）

廣川 政樹（ひろかわ まさき）／ 屋号 Dolice ／ 個人事業主（アプリ開発・アート活動）

作成日 2026年11月7日 ／ 前版 2026年4月19日（lawyer_consultation.pdf）からの全面改訂

本資料は、note の記事に添えて公開するものです。弁護士・法テラス等への提出用の版には連絡先を記載していますが、この公開版では住所・電話番号・生年月日を削除しています。ご連絡は note または dolice.net のお問い合わせからお願いいたします。

本資料は、2021年から現在に至る消費税の過払いと返還拒否、その後の追徴課税、および滞納処分の停止の申立てに対する各機関の対応について、事実関係と法的論点を整理したものです。2026年4月の前版以降に生じた重要な変化（滑川市役所による否決、宮崎市役所からの差し押さえ通告書、家族分の税金の額の判明）を反映しています。

本資料中の事実は、提出済みの申告書控え、申立書、各機関との通話記録および筆者の記録に基づきます。確認が取れていない事項は、その旨を明記しています。

第1章　ご相談の要旨

1. 本来は輸出免税（消費税法第7条）に該当し納付義務のなかった消費税を、2020年までに約500万円納付した。
2. 2021年、宮崎税務署に返還を求めたが応じられず、国税通則法第23条に基づく更正の請求の手続きも行えなかった。代わりに「2024年まで非課税申告の扱いとする」との措置が示された。
3. 2024年、魚津税務署・富山税務署の税務調査において「返還請求権は時効により失効」と告げられ、非課税扱いとされていた期間について納付を求められた。
4. 2026年4月8日、国税徴収法第153条および地方税法第15条の7に基づき、4機関（富山県滑川市役所、魚津税務署、富山県入善町役場、宮崎県宮崎市役所）に滞納処分の停止を申し立てた。
5. 2026年11月現在、認容された機関はない。滑川市役所は否決。宮崎市役所は応答のないまま差し押さえ通告書を送付。

ご相談の中心は、(1) 更正の請求の機会を失わせた経緯の法的評価、(2) 滞納処分の停止の不認容に対する手段、(3) 国家賠償請求の可否、の三点です。

第2章　当事者の状況（2026年11月現在）

項目	内容
事業	iOS / Android アプリの個人開発（2013年〜）。主たる収益は AdMob の広告収入
事業所得	令和7年分 537,169円（青色申告特別控除後。申告書控えあり）
家族	2025年7月31日 離婚。実子1名（4歳）の養育費を支払い中。2025年12月 養子縁組解消
居住	2025年8月 富山県滑川市へ転居
健康	2021年11月〜 適応障害・うつ病・不眠症。胃潰瘍・逆流性食道炎。糖尿病（治療継続中）
2026-04-16	税務署との通話中に体調が急変し救急搬送

毎月の納付額が事業所得を上回る状態が継続しています。

第3章　時系列

時期	事実
2013年	個人事業主として独立。アプリの公開を開始
2014年〜	AdMob の広告収入が主たる収益となる。支払元は Google の国外法人
〜2020年	輸出免税該当の認識がないまま消費税を納付。累計約500万円
2021年	宮崎税務署に返還を請求。応じられず、更正の請求も行えず。「2024年まで非課税申告」の扱いとされる
2021年11月	適応障害・うつ病・不眠症の診断
2022年	宮崎税務署より「魚津税務署に引き継ぐ」旨の電話連絡
2024年	魚津税務署・富山税務署による税務調査。「返還請求権は時効により失効」との通告。非課税期間分の納付要求。差押通告書の送付
2024年〜	おまとめローンの借換審査が繰り返し不成立。利息負担が増大
2025年	債務整理・自己破産。生命保険を解約。7月31日 離婚。8月 滑川市へ転居。12月 養子縁組解消
2026年2月	民主商工会に相談し、滞納処分の停止の制度を知る（※資料により「2026-02／04」の記載があり、月は要確認）
2026年3月	法務局のインターネット人権相談を申立て
2026年4月4日	note に経緯を公開
2026年4月8日	4機関に滞納処分の停止を申立て
2026年4月15日	富山税務署の担当者が、録音の告知後に「何も話せない」として応答を打ち切り
2026年4月16日	通話中に体調が急変し救急搬送
2026年4月20日	弁護士事務所にて初回相談

時期	事実
2026年9月・10月	預金利息に係る源泉徴収（国税・地方税）が日曜日に発生
2026年秋	滑川市役所税務課へ申告漏れに関する情報を電話で提供 →「調査はしない」との回答
2026年11月	滑川市役所より申立ての否決を伝達。家族分の税金が約230万円と判明。宮崎市役所市民税課より差し押さえ通告書

第4章　各機関の現況

機関	金額	現況
滑川市役所 税務課（富山県）	家族分 約230万円（2026年11月に窓口で確認）／本人分は未確認	申立て否決。11月6日の再架電でも不認容。徴収継続。毎月の定期連絡を要求
魚津税務署（富山県）	約170万円（2026年4月時点）	申立て済み。差押通告書あり。録音告知後、連絡なし
富山税務署（富山県）	—	2026年4月15日、録音告知後に応答打ち切り。以後連絡なし
宮崎税務署（宮崎県）	—	返還拒否の起点。以後応答なし
宮崎市役所 市民税課（宮崎県）	約72万円（2026年4月時点）	申立てに応答のないまま、2026年11月に差し押さえ通告書（日付・金額・期限は書面確認待ち）
入善町役場 税務課（富山県）	約81万円（2026年4月時点）	月額1,000円を納付中。申立ての結論は未確認

2026年4月時点の滞納残高の合計は約457万円（家族分を約134万円として計算）。家族分が約230万円と判明したため、現在の総額は再計算が必要です。

第5章　消費税の法的根拠

AdMob の広告収益は、Google Asia Pacific Pte. Ltd.（シンガポール法人）または Google Ireland Ltd.（アイルランド法人）からの支払いです。

- 消費税法第7条（輸出免税等）
- 消費税法施行令第17条第2項（非居住者に対する役務の提供）

アプリ内の広告枠の提供は国外事業者に対する役務の提供に該当し、輸出免税の対象と解されます。したがって、過去に納付した約500万円は、本来納付義務のなかったものと考えています。

なお、輸出免税取引は税率0%の課税売上であり、対応する課税仕入れについて仕入税額控除が可能です。本来であれば還付を受ける立場にありました。

第6章　法的論点

1. **更正の請求の機会の喪失**（国税通則法第23条）。2021年の時点では期限内の年分が存在したにもかかわらず、手続きが行われなかった経緯の評価。
2. **信義則違反・禁反言**（民法第1条第2項）。「2024年まで非課税申告の扱い」という行政側の提示を信頼して行動した結果、返還請求権が時効消滅し、その後に同期間の納付を求められた構造。
3. **時効の援用の評価**（国税通則法第23条第1項の5年）。時効の完成が、行政側の対応の結果として生じたといえるか。
4. **滞納処分の停止の不認容**（国税徴収法第153条第1項第2号、地方税法第15条の7）。所得を上回る納付を求める状態が「生活を著しく窮迫させるおそれ」に該当しないとする判断の当否、および不服申立ての可否。
5. **家族分の税金の納付義務**。離婚後に、本人以外に帰属する地方税について納付を求められている根拠（地方税法上の連帯納付義務・第二次納税義務の有無）の確認。
6. **国家賠償法第1条**。職務行為に起因する健康被害・経済的損害の評価。
7. **適正手続・防御権**（憲法第31条、行政手続法）。録音の告知を理由とする応答の打ち切りの評価。
8. **プライバシー権**（憲法第13条、国税通則法第74条）。離婚の経緯・家族関係・交際関係に関する質問が質問検査権の範囲を超えるか。

9. **応答義務**。宮崎市役所が、申立てに対する応答を欠いたまま差し押さえ通告書を送付した手続きの当否。
10. **税の公平**。申告漏れに関する情報提供に対し「調査はしない」との回答がなされた一方で、本人に対する徴収が継続している状況の評価。

第7章　これまでに行った対応と、その結果

対応	時期	結果
民主商工会への相談	2026年2月（月は要確認）	滞納処分の停止の制度を教示された。資料 `tax consultation v2.pdf`
法務局 インターネット人権相談	2026年3月	結果として進展なし
滞納処分の停止の申立て（4機関）	2026年4月8日	滑川市は否決。他は未認容または応答なし。資料 `tax stop applications v2.pdf`
法テラス提出用資料の作成	2026年4月	資料 `legal_complaint_report_v4.pdf`
弁護士事務所での相談	2026年4月20日	受任には至らず
申告漏れに関する情報提供（滑川市）	2026年秋・11月6日	いずれも「調査はしない」との回答
note での記録の公開	2026年4月4日・11月5日	同様の被害に関する反響を得た

相談先は複数あたりましたが、いずれも本件を前に進めるには至っていません。

第8章　ご相談事項

最優先

- 滑川市役所による否決に対する不服申立て、または再度の申立ての可否とその方法
- 宮崎市役所の差し押さえ通告書への対応（書面の精査を含む）
- 「家族分の税金」について、離婚後の本人への納付請求の法的根拠の確認

- 各機関からの連絡を代理人宛てに一本化していただくこと（健康状態の維持のため）

中期的

- 更正の請求および不服申立ての可否の再検討
- 国家賠償法第1条に基づく請求の検討
- 録音の告知を理由とする応答拒否についての書面照会
- 協議による解決の可能性

費用

自己破産後の経済状況にあり、法テラスの民事法律扶助制度の利用、または分割・成功報酬型でのご相談をお願いしたく存じます。

第9章　記録を残す理由

訴訟によって何が認められたとしても、失われた5年と、子どもたちのそばにいられなかった時間は戻りません。本資料は、回復を勝ち取るためだけのものではなく、同じ構造のなかで声を上げられずにいる方のための記録でもあります。

民主商工会では、同様の相談が数多く寄せられ、そのほとんどが泣き寝入りに終わっていると伺いました。この事案を記録として残し、適正な手続きを通じて是正を求めることが、いま私にできることだと考えています。

公開している記録については、書き方についてご懸念があれば、ご指導をいただければ幸いです。

添付資料

- `tax_report_complete.pdf` ── 総合報告書（2026年4月10日）
- `legal_complaint_report_v4.pdf` ── 法テラス提出用（2026年4月16日）
- `tax stop applications v2.pdf` ── 滞納処分の停止 申立書 4機関分（2026年4月8日）
- `tax consultation v2.pdf` ── 民主商工会 相談記録
- 確定申告書控え（H26〜R07）、消費税申告書控え（H29〜R03）
- 各機関からの差押通告書・差し押さえ通告書

- 診断書

本資料に関する事実関係の正本は Tax/_DISPUTE/STATUS.md にて管理しています。